

△該部分抜粋
○ 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案					現 行				
				職務の種類					職務の種類
				一 二の項から十一の項までのに掲げる職務以外の職務					一 二の項から十一の項までのに掲げる職務以外の職務
				局 審議官及び内部部	部局又は機関等				一 事務次官、防衛官及び内部部局
				段階	職制上の段階				一 事務次官及び防衛審議官の属する職制上の段階
				事務次官	標準的な官職				事務次官